

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「元気・活力・友愛」のある里づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

高知県、高知県幡多郡十和村

3. 地域再生計画の区域

高知県幡多郡十和村の全域

4. 地域再生計画の目標

十和村は、高知県西部、日本最後の清流といわれる「四万十川」の中流部に位置し、豊かな森林と中山間地特有の狭い農地を活かした美しい石積の棚田などが多く展開する農林業を基幹産業とした自然の恵み多い農山村である。

しかし、近年、本村においても高齢化・過疎化の進行（65歳以上の高齢者が32.3%を占めるとともに、過去5年間の人口が7.5%減少）が著しく、農林業の担い手不足による森林の手入れ不足や耕作放棄地の増加等が大きな課題となっている。

また、こうした高齢化に対応するために、高齢者が安心して暮らせる村づくりを目指し、新たに廃校になった小学校を再利用した総合的な高齢者福祉施設の建設や診療所改築等による社会福祉施設の整備・充実を積極的に図ってはいるが、各集落からそれらの施設までのアクセス道の未整備区間が非常に多く、それらの改善が急務となっている。

このため、本村の重要なインフラである村道及び農林道の効率的な整備により、農林業の振興と地域の道路ネットワークの構築を図るとともに、村及び十和村社会福祉協議会による介護及び福祉サービス事業等のさらなる充実を図り、「元気・活力・友愛」のある里づくりを目指すこととする。

(目標1)農林業の振興と地域環境の改善

本村の農業は、農産物の低価格化や鳥獣被害など多くの問題を抱えているが、特に農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加の解消が課題となっている。

そのような中、まず、ハード面では村内の農地について国の制度事業(中山間総合整備事業)や県・村の単独事業の積極的な導入により基盤整備(ほ場整備等)の促進に努め、生産性の向上や合理化の推進を図ることにより、高齢化に対応した集落営農の促進を図るとともに耕作放棄地の減少を目指している。また、ソフト面においても、近年、地産地消グループ「おかみさん市」による産直活動が活発に行われていることや、意欲的な集落において集落営農組織の立ち上げなど村民の主体的な活動が行われているが、集出荷及び営農機械等の搬送に多大な時間を要することなどが、それらの活動を円滑に行ううえでの妨げにもなっており、村道及び農林道を整備することで農林産物や農機具の搬送時間の短縮化を行い生産の効率化及び流通の敏速化を図る。

また、特にそれらの活動の中心的存在になって生産・出荷に携わっている「おかみさん市」メンバーの女性達には運転技術に不安な方も多く、道路を整備することで生産や活動意欲の増加に大きく繋がることも期待できる。

また、林業については、村内の民有林のうち約4割を人工林が占め、除間伐・枝打ち等の施策を実施しながら林業所得の向上や森林の公益的機能の維持に努めているが、現在、間伐材の搬出にかかる移動時間の短縮や大型運搬車の利用可能な箇所への拡大、間伐材の積み込みの際の通行制限の解消が課題となっている。このため、村道及び農林道を整備することによりこれらの課題が解決されるとともに、森林所有者の山離れに歯止めをかけ、今後は、間伐材の利用促進や広葉樹の有効活用等も図っていく。

- ・ 耕作放棄地の30%減少
- ・ ほ場整備率の26%増加(48% → 74%)
- ・ おかみさん市の売上げ30%増加
- ・ 集落営農組織(9組織 → 14組織)
- ・ 間伐実施面積の20%増加

(目標2) 村道、農林道整備による拠点施設へのアクセス改善

本村は、村の中央を四万十川沿に国道381号線が東西に走り、その国道に2つの県道の昭和村線と十和吉野線が接続し、それらの国、県道から点在する19集落に向けて村道及び農林道が延びている。しかし、それら各集落を結ぶ道路は幅が狭く、急カーブ・急傾斜といった危険箇所が多いため、通勤時間帯などの行き違いに伴う車の混雑なども多く、国道381号線沿いの役場周辺や昭和集落周辺に整備されている拠点施設までのアクセスに非常に時間がかかっている状況である。

特に、昭和集落にある村営の国保診療所は非常に利用率が高いにもかかわらず、通院時間に1時間以上要する地域もあるうえ、本村には救急病院が無いため、急病者等の輸送は2つ隣町に位置する窪川町(約40km)まで搬送しなくてはならず、集落によっては約2時間近くも要し、いざという時には生命危険さえ伴うこともある。

このため、村道及び農林道を整備することにより、村民が健康で安心して暮らせる環境づくりを行う。

- ・ 集落から診療所への30分以内人口カバー率の30%向上

(目標3) 介護サービス事業の充実

本村では、村営の国保診療所と社会福祉協議会による訪問介護サービス(対象者:36人(平成17年2月現在))、社会福祉協議会による通所介護サービス(対象者:48人(平成17年2月現在))を行っているが、平成17年4月の通所介護サービス施設のオープンにより、今後利用者は益々増えることが予想され、通所に携わる家族が短時間で安心して通えるための村道及び農林道の整備が急務である。

また、高齢化が進む中で、通所が困難な人たちからは訪問介護サービスの拡大のニーズが多く、村道及び農林道を整備し訪問者の移動時間を短縮することにより、サービスの向上を図る。

- ・ ニーズに対する訪問介護サービス20%増加

(目標4) 観光資源を活かした交流人口の拡大

本村は、川渡しの鯉のぼりの発祥の地であるうえ、四万十川沿いには至る所に昔ながらの風光明媚な箇所も数多く、中流域の緩急とり混ぜた流れは、釣り、カヌー、ラフティング等のレジャーにも最適な場所も多く存在する。また、山側においては「日本最古の複層林」を有する糺ヶ瀬森林公園、地吉の夫婦杉など豊富な観光資源が数多く存在しているが、

これまで家族連れやグループでの中長期的に安心して滞在できる拠点施設等がなかったため、隣の四万十市(旧西土佐村・旧中村市)に多くの観光客を奪われていたのが現状であり、滞在型の拠点施設の整備が当村の大きな課題のひとつとなっている。

このため、今年度から廃校になった旧古城小学校を利用した滞在型の農村交流宿泊施設等を計画中であるが、情報提供施設を予定している国道沿いの道の駅(整備中)から県道を経由するアクセス道が狭小であり、県の行う県道の改良と併せて、当該村道を改良することにより、当施設の存在する集落への産業・福祉両面での効果に加えて、当宿泊施設へのアクセス改善による来訪者の利便性・安全性を確保し、交流人口の拡大を図るものとする。

- ・ 5年後の当村への観光客の延べ滞在者数の50%増加

5.目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

現在、県で事業実施中の「県道十和吉野線」、「県道昭和中村線」の改良に併せて行う村道「地吉犬飼線」、「昭和戸口線」や村内の主要集落からの村道のうち「里川線」、「浦越本線」、「四手崎線」、「相互線」、「楠野線」など、特に狭小で危険な箇所を改良を進めることにより、現在、本村で高齢化に対応した施策として積極的に推進している農業の基盤整備や福祉・医療施設のハード整備と併せて、農林産物の物流の効率化や医療・福祉施設等へのアクセスの改善を図り、地場産業の活性化、介護・福祉サービスの充実を図るとともに、救急患者の搬送時間を短縮することによる救命率の向上をも図る。

また、「基幹林道大道線」は、沿線に約130戸400名が生活しているうえ2,750haの広大な山林の森林施業のアクセス道でもあり、愛媛県鬼北町(旧日吉村)や大正町下津井地区への最短のアクセス道でもあることから、当林道の狭小区間の改良を図ることにより、森林施業の効率化と間伐面積の拡大を図るとともに、農林産物の物流の効率化、沿線にある「日本最古の複層林」を有する森林公園への観光アクセスの改善、他県、他地区とのさらなる交流の拡大のための効率的な道路ネットワーク構築を目指す。

5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- ・ 村道(十和村) 十和村
(道路法第8条1項認定 S59年12月24日(浦越本線以外)
(" " H3年9月20日(浦越本線)
- ・ 林道(基幹林道)(十和村) 十和村(高知県)
(森林法第5条1項 四万十川地域森林計画(H13年12月28日高知県策定)に記載)

[事業期間]

- ・ 村道(平成17年度～21年度)、林道(基幹林道)(平成17年度～21年度)

[整備量及び事業費]

- ・ 村道 5.0km、林道(基幹林道) 1.0km
- ・ 総事業費 11億円
 - 村道 8億円(うち交付金4億円)
 - 林道(基幹林道) 3億円(うち交付金1億5千万円)

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別措置を活用するほか、「元気・活力・友愛」のある里づくりを達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ・村道「大井川西土佐線」「戸川日吉線」「古城日吉線」等の整備（継続）（～H21）

既存の計画(十和村総合振興計画)に基づき道整備交付金路線と連携して整備

[目的]

高齢化の進む中、安全安心な暮らしを支える効率的な道路ネットワークの構築を目指す。

- ・農業の基盤整備の促進（継続）（H15～H19）

主に国の制度事業の利用に加え、制度にのらないものについては、村単独でも実施。
農業の基盤整備(主にほ場整備) 30 工区以上

[目的] 農業の生産性の向上と高齢化に対応した効率的な農業を目指す。

- ・総合拠点施設の整備（H17～H19）

道の駅の整備に向けた取組を行うとともに道の駅に併設した直販・集出荷・食材供給施設等を取りそろえた総合拠点施設整備を図る。

[目的] 地場産業並びに地域の活性化の推進、情報・交流拠点の整備、地域での雇用の場の創出等

- ・都市農村交流宿泊施設の整備(H19～H20)（予定）

地元運営による中長期滞在可能な宿泊拠点施設の整備

[目的] 観光・交流滞在人口の増、地域の活性化

- ・高齢者福祉多機能施設の整備及び診療所の改築(H15～H17)

総合的な保健福祉施設(生活支援ハウス、ショートステイ、グループホーム、デイサービスセンター等)の整備、既存国保診療所の改築

[目的] 介護・福祉・医療サービスの充実

6.計画期間

平成17年度～21年度

7.目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関と地域住民からなる「地域再生協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8.地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし